

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第10号

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則（令和元年岩手県規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(技能職員等に支給する諸手当)</p> <p>第4条 技能職員等に支給する地域手当、通勤手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当<u>及び</u>期末手当については、条例第1条に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に支給するこれらの手当に相当する報酬若しくは手当又は条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償の例による。</p> <p>(会計年度任用職員の給与等に関する規則の読替え)</p> <p>第10条 <u>第4条第1項</u>又は第7条の規定により会計年度任用職員の例による場合における会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="142 1189 767 1339"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>第19条</td><td>[略]</td></tr></table>	[略]		第19条	[略]	<p>(技能職員等に支給する諸手当)</p> <p>第4条 技能職員等に支給する地域手当、通勤手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>については、条例第1条に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に支給するこれらの手当に相当する報酬若しくは手当又は条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償の例による。</p> <p>(会計年度任用職員の給与等に関する規則の読替え)</p> <p>第10条 <u>第4条</u>又は第7条の規定により会計年度任用職員の例による場合における会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="828 1189 1458 1339"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>第19条 <u>(第20条の9において読み替えて準用する場合を含む。)</u></td><td>[略]</td></tr></table>	[略]		第19条 <u>(第20条の9において読み替えて準用する場合を含む。)</u>	[略]
[略]									
第19条	[略]								
[略]									
第19条 <u>(第20条の9において読み替えて準用する場合を含む。)</u>	[略]								
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>									

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。